

狩猟指導員推薦・委嘱要領



1. 主 旨

猟具の適正な取り扱い方及び狩猟マナー等を指導することにより狩猟者の資質向上を図り、狩猟事故・違反を未然に防止しようとするものである。

2. 推薦・委嘱

- ①各地区猟友会長は、必ず狩猟指導員となるものとする。
- ②各地区猟友会長の推薦を得て、島根県猟友会長が委嘱する。
- ③狩猟指導員の委嘱は、原則として委嘱する年の10月1日とする。

3. 推薦基準

- ①各地区猟友会長は、当該会の会員であって、鳥獣の判別並びに猟具の取り扱い等狩猟に関する事項に熟知している者を推薦する。
- ②5年以上の実猟経験を有し、且つ、猟野において指導し得る健康な者を推薦する。
- ③各地区猟友会の推薦人数（各地区猟友会長を除く）は、会員30人当たり1名とし、30人未満の端数があるときは、15人以上切り上げ14人以下切り捨てとして換算する。また、各地区最低推薦人数を2名とする。
- ④後継者育成と確保のため、若い世代の者を必ず配置する。（プロジェクターやパソコンの操作が出来る者）
- ⑤銃の指導者だけでなく、わなの指導者も会員の資格取得割合に応じて配置する。

4. 任 期

- ①狩猟指導員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- ②任期途中で委嘱された狩猟指導員の任期は、現任者の残任期間とする。

5. 指導内容

- ①講習会その他会合等において猟銃の適正な取り扱い方、狩猟マナー及び鳥獣の判別並びに狩猟関係法令等についての適切な指導。
- ②猟野において猟銃の取り扱いに不慣れな者又は粗暴の者を見かけた場合の適切な取り扱い方、狩猟鳥獣の判別又は確認方法及び狩猟制限地域の確認方法並びに狩猟マナー等の指導。

6. 指導地域

所属地区猟友会の所管地域及び出猟地域

7. 狩猟指導員の研修

島根県猟友会は、毎年猟期前に狩猟指導員の研修会を開催するものとする。

8. 指導事項の報告等

狩猟指導員は下記事項について毎年3月末までに所属地区猟友会長を経由して島根県猟友会に報告する。

なお、指導上の事項で島根県猟友会に対する要望事項等がある場合はあわせ提出する。

- ①指導日時
- ②指導場所
- ③指導した者の概要（人員、年齢等）
- ④指導事項
- ⑤指導に対する狩猟者の反応
- ⑥その他

9. 附 則

この要領は、令和4年10月1日から実施する。